

17　　校長の資格を証する書類

　 次のいずれかの書類を添付してください。（なお、専修・各種学校については、学校教育法第129条等により（３）の②のみでも可）

（１）学校教育法施行規則第20条第１号による場合

　　　　教育免許状(専修又は一種。高等学校及び中等教育学校の校長は専修）の写し、教員免許更新に係る証明書の写し及び５年以上教育に関する職または教育、学術に関する業務に従事したことを証する書類

（２）学校教育法施行規則第20条第２号による場合

　 　 10年以上教育に関する職または教育、学術に関する業務に従事したことを証する書類

（３）学校教育法施行規則第21条による場合

　　　　①同規則第20条により難い特別の事情を説明する書類

　　　　②５年以上教育に関する職または教育、学術に関する業務に従事したことを証する書類

　（４）学校教育法施行規則第22条による場合

理由書（学校の運営上特に必要がある場合、（１）又は（２）の資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を選任することができます。この旨を理由書としてまとめて添付してください。）